# 第6回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

# 次 第

日 時:令和2年5月6日(水)13:30~

場 所:特別会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
  - (1) 国・県の基本的対処方針の改正に伴う本市の対応について
  - (2) その他
- 4 閉 会

#### 別 紙

#### 【会議概要】

- 参集者 市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、代表監査委員、 関係部局長、郡山地方広域消防組合消防本部消防長
- オブザーバー 郡山市議会議長、副議長

#### 1 開 会

(総務部長)

本日の会議は、新型コロナウイルスに係る国、県の対処方針等の変更を受けて開催する旨を説明。

#### 2 議 事

(1)国・県の基本的対処方針の改正に伴う本市の対応について (保健所長)

令和2年5月4日変更の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」のうち、市に関連する部分について説明(詳細は別紙のとおり)。

(総務部長)

令和2年5月5日改定の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための福島 県における緊急事態措置」について別添資料に基づき説明。

- ・ 区域は、福島県全域、期間は5月7日(木)から5月31日(日)まで
- ・ 実施内容は、次の3点
  - ① 外出自粛要請(特措法第24条第9項)
    - ア 繁華街の接待を伴う飲食店への外出自粛を要請。
    - イ 都道府県をまたいだ不要・不急の移動の自粛を要請。
    - ウ 現にクラスターが発生しているような場や、「3つの密」のある場への外出自粛を要請。
    - エ <u>これらを除く外出の際には、基本的な感染対策を継続していくと</u> いう感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を依頼。
  - ② 施設の使用制限の協力要請 等
    - ア 社会生活を維持する上で必要な施設や社会福祉施設等を除く施設 については、引き続き休業を要請。
    - イ なお、緊急事態措置の実施期間中であっても、県内の感染状況や 近隣県の対応、業種毎の感染拡大予防に関するガイドラインの策定

状況などを踏まえながら、施設の使用制限の早期解除を検討する。 ウ <u>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校についても、</u> 引き続き、臨時休業を要請。

- エ その際、子供たちの学習や心身の健康の観点から、早期に休業要請を解除することが望ましいことを踏まえ、学校設置者において、感染予防に最大限配慮した上で実施可能な教育活動を検討し、臨時休業期間中から段階的に実施していくことを要請。あわせて、学校を再開する場合の教育活動のあり方に関する指針を検討することを要請。
- ③ イベントの開催自粛の協力要請
  - ア <u>クラスターが発生するおそれがあるイベントや「3つの密」のある集まりについて開催の自粛を要請。</u>特に全国的かつ大規模なイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を要請。
  - イ <u>比較的少人数のイベント等については、適切な感染防止対策を講</u> じた上での実施を依頼。

#### (保健所長)

・ 新型コロナウイルス感染症に係る市主催イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針(5月6日改正)(案)について説明。 指針の適用期間を5月31日まで延長する(詳細は別紙のとおり)。

#### (総務部長)

市有施設の休館状況について説明。
県に準じた形で5月31日まで延長とする。
県の今後の方針、さらには感染の状況等により、前倒しで開館することもあるとは思うが、現段階では現在の取扱いを5月31日まで延長するというもの。

#### (文化スポーツ部長)

• 文化スポーツ施設の開館については、感染拡大、クラスター発生のおそれなどから、5月31日まで休館の方向。

#### (教育総務部長)

・ 公民館、図書館、美術館について、文化スポーツ施設と同様に5月31日 まで休館とすることで対応を考えている。今後、例えば、市のウェブサ イトを使って美術館を紹介するというような方法も検討していく。

#### (都市整備部長)

・ カルチャーパークは5月31日まで休園。その他公園については現在開

放しているが、5箇所の総合公園の遊具については引き続き使用禁止としたい。その他、県の動向等を注視しながら、再開する可能性も検討していきたい。

#### (産業観光部長)

- ・ 県が5月1日から開始した「新型コロナウイルス対策特別資金」融資に 係る申請状況について説明。利用に当たり、市町村の認定書が必要なた め、市では売上が減少している事業者の認定を行っている。
- ・ 県の緊急事態措置が5月31日まで延びたことに関連し、GW中に大きな影響を受ける宿泊業者、飲食業者の方々の御意見を聴いたところ、このような状況の中にあっても、安心して宿泊していただける、あるいは、飲食していただける対応をしていかないとならないという意見をいただいているので、今後、安心、安全な感染症への対策について、保健所の協力をいただきながらしっかり検討していく。

#### (保健福祉部長)

・ 発熱外来について、明日5月7日(木)の14時から診療開始予定。 マスコミの皆様方には、病院の都合上、現場での取材ができないため、 診療内容等について、のちほど情報提供したいと考えている。

#### (総務部長)

・ 新型コロナウイルス感染症に係る市主催イベント中止等及び市有施設 の休館に関する指針(5月6日改正)(案)については、本日の意見を 踏まえて修正した上で皆様にお知らせしたい。今日時点での内容として は5月31日まで延長とし、文言の一部修正をした上で再度通知したい。

#### (2) その他

#### (総務部長)

特別定額給付金に係る現段階の申請状況について説明。(別紙参照)

#### 3 市長あいさつ

・ GW最終日にも関わらず、平常時同様に対応いただき感謝申し上げる。本日は、議長と副議長にも参加をいただきありがとうございます。今、難しい時期にかかっているのではないかと思う。山登りも登山よりも下山が難しい。飛行機であれば、離陸よりも着陸が難しいと言われる。郡山市も皆様のお蔭で4月10日以降、陽性と判定された方はでていない。皆様の御協力に感謝したい。

人間は社会的動物と言われるが、人との接触を減らすことが必要。2m 以上離れ、4㎡に1人という距離感覚で我々、生活しなければならない。 市内を歩いたところ、メインストリート以外は本当に人が歩いていない。 随分、自宅待機に御協力いただいているんだなぁと感じた。

そのような中、自分でも人と会い、後ではっとしたが、2mの確保ができていない。心を鬼にして社会的距離を確保してほしい。

職場でも自宅でも、新しい生活様式に即しているか「3密防止」、特に換気ができているか、市役所内でも見直して、市役所がモデルルームですと言えるようにお願いしたい。

5レスやDXを推進し、市民の皆様にわざわざお出でいただかなくとも手続きが済むようにし、やむを得ず市民の皆さんとお会いする時もできるだけ短時間で、事前に電話やメール、FAXを利用して時間を短縮する工夫をしてほしい。

いろいろ課題が多いのは学校であるが、既に学校教育部の研修センターで先生方の研修にZOOMを使うことを検討していただいている。実施する場合はぜひ体験させてほしい。

庁議も、ZOOMでできるように検討してほしい。

これから、市民の皆様から、もういいのではと言われるかも知れないが、 全てが感染しているという前提で細心の注意を払ってほしい。

仮にも市役所でクラスターが発生することがないよう、ぜひ一緒になって感染対策を徹底してほしい。

感染させない、感染しないをさらに徹底し、いかに水平飛行状態を徹底 していくか、皆さんで知恵を絞って対応してほしい。

今日はGW最終日ですが、引き続き、我々大人が、自身が感染源とならないよう注意するとともに、併せて、子どもたちの学校教育環境について、それぞれの部局で出来ることに積極的に取り組んでいただくことをお願いする。

### 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日(令和2年5月4日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター(患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。)の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大(以下「オーバーシュート」という。)の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせて 実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の 封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重 要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対

応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも 必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して 相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそ れがあること、
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断されている。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。また、令和2年4月16日現在において、上記7都府県と同程度にまん延が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染が拡大傾向に見られることなどから、人の移動を最小化する観点等より、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとした。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとした。

その後、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の一丸となった取組により、全国の実効再生産数は1を下回っており、新規報告数は、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果が現れはじめている。一方で、全国の新規報告数は未だ200人程度の水準となっており、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られることから、当面、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があるほか、

地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じるおそれもある。このため、令和2年5月4日、法第32条第3項に基づき、引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長する。

なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、 期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状とともに、これまでの課題に照らし合わせて、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、後述する「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラスター対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不要不急の外出など外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、効果的なクラスター対策による感染拡大の防止及び重症者をはじめとする感染者の治療を十分に行うことができる水準にまで、新規報告数を減少させ、ひいては重症者数を減少させることが可能である。新規報告数が、こうした水準まで減少すれば、「三つの密」を徹底的に避ける、手洗いや人と人の距離の確保を行うなどの基本的な感染対策を継続するという、感染拡大を予防する新しい生活様式が普及されることを前提としつつ、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が持続的に可能となる。

なお、政府としては、緊急事態宣言を延長しても、引き続き、社会経済 活動への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」(都 市封鎖)のような施策は実施しない。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる

状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

### 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、5月2日までに、合計46都道府県において合計14,677人の感染者、492人の死亡者が確認されている。また、感染経路が特定できていない感染者が61%(令和2年5月3日現在、5月1日までの状況)を占める状況となっている。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 (以下「専門家会議」という。)の見解として、「市民の行動変容が成果を 上げ、全国的に新規感染者数は減少傾向にあることは確かである。しかし、 未だ、かなりの数の新規感染者数を認めており、現在の水準は、データが 明確に立ち上がりはじめた3月上旬やオーバーシュートの兆候を見せ始め た3月中旬前後の新規感染者数の水準までは下回っていない状況である。」 「しばらくは、新規感染者数の減少傾向を維持させることを通じて、今後 の感染拡大が当面起こり難い程度にまで、取組を継続することの必要性が 示唆される」

などと指摘されている。

また、医療提供体制の面については、

「医療提供体制の拡充については、症状別の病床の役割分担を進めており、 重症者・中等症については対応可能な病床の確保を図るとともに、無症候 や軽症例についてはホテル等での受入れを進めるなど、懸命な努力が続け られているが、特に特定警戒都道府県においては、依然として医療現場の 逼迫が続いている」

「新規感染者数が減少傾向に移行しても、平均的な在院期間は約 2~3 週間程度となっている。とりわけ、人工呼吸器を要するような重症患者につ

いては、在院期間が長期化し、その数が減少に転じにくい傾向がある。このため、入院患者による医療機関への負荷はしばらく継続することが見込まれ、医療現場の逼迫した状況は新規感染者の発生速度の鈍化と比較しても、緩やかにしか解消されないものと考えられる」などと指摘されている。

その上で、専門家会議の見解として、

「地域や全国で再度感染が拡大すれば、医療提供体制への更なる負荷が生じる恐れがあることから、当面、この枠組みは維持することが望ましい。」とされている。

海外の状況としては、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、 南極大陸を除く全ての大陸に広がっているものの、海外からの輸入症例に ついては、水際対策の強化の結果、現在は一定程度に収まっているが、引 き続き、緊張感を持って対応していく必要がある。

都道府県別の動向としては、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県については、累積患者数が100人を超えるとともに、感染経路が不明な感染者数が半数程度以上に及んでおり、また直近1週間の倍加時間が10日未満であったことなどから、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県として、本対処方針において「特定警戒都道府県」と称して対策を促してきた。

また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高いことや、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となってまん延防止に取り組むためには、全都道府県が足並みをそろえて感染拡大防止の取組が行われる必要があることなどから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として感染拡大の防止に向けた

対策を促してきた。

その後の状況を見ると、未だ全国的に、相当数の新規報告数が確認されており、今後の急激な感染拡大を抑止できる程度にまで、新規感染者を減少させるための取組を継続する必要があることなどから、引き続き、現在の枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域(特定警戒都道府県は前記の13都道府県とする。)として感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある。

ただし、特定警戒都道府県とそれ以外の特定都道府県(緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県)では、感染の状況等が異なることから、特定警戒都道府県においては、引き続き、これまでと同様の取組が必要である一方、それ以外の特定都道府県においては、県下における感染の状況を踏まえつつ、「三つの密」の回避を中心とした、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行していくこととする。

また、現在は、全都道府県が緊急事態措置の対象とされているが、今後 の対象地域の判断にあたっては、例えば、以下のように感染状況(疫学的 状況)、医療提供体制(医療状況)等を踏まえて、総合的に判断していく。

### ①感染状况(疫学的状况)

・ 新規感染者数等の水準、近隣都道府県の感染状況など。

### ②医療提供体制

- ・ 医師が必要と認めるPCR等の検査。
- 院内感染の制御。
- ・ 救急医療など、その他の一般医療への影響。
- ・ 新型コロナウイルス検査における感染疑い例への医療提供ないしフ ォローアップ体制。
- ・ 医療機関の役割分担の明確化や患者受入先の調整機能。
- ・ 重症・重篤例の診療体制。
- ・ 病床の稼働状況やその動向を迅速に把握・共有できる体制。
- ・ 軽症者等に対応する宿泊療養施設等の確保など、今後の患者の増大 を見据え、重症者から軽症者まで病状に応じた迅速な対応を可能にす

### る医療提供体制。

今回の感染拡大防止のための取組は政府、地方公共団体、医療関係者、 専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、 地域の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講 ずることが必要である。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離をとること(Social distancing: 社会的距離)により、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③ 密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(以下「三つの密」という。)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。
- ・ これまで、繁華街の接待を伴う飲食店、ライブハウス、スポーツジムにおいて感染者が確認されてきたが、現在では医療機関及び福祉施設等での集団感染が増加している状況であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。
- ・ 世界保健機関(World Health Organization: WHO)によると、現時

点において潜伏期間は1-14日(一般的には約5日)とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。

- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ(倦怠感)や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 中国における報告(令和2年3月9日公表)では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はない と報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告され ている。
- ・重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告(令和2年2月28日公表)では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。
- ・ また、日本における報告(令和2年4月30日公表)では、症例の大部分は 20歳以上、重症化の割合は7.7%、致死率は2.5%であり、60歳以上の者及び 男性における重症化する割合及び致死率が高いと報告されている。

- ・ 日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和2年1月から2月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウイルスは3月末から4月中旬に封じ込められた(第一波)一方で、その後欧米経由で侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている(第二波)。
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年 法律第 114 号。以下「感染症法」という。)第 12 条に基づき、令和 2 年 3 月 31 日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は 9.0 日であった。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬については、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきており、患者の観察研究等が進められている。
- ・ 現時点では、新型コロナウイルス感染症は不明な点が多い感染症である。

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等 の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ② サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ③ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ④ 未だ全国の新規報告数は 200 人程度の水準となっていることや医療 提供体制の負荷に対応する必要はあるものの、新規報告数が減少傾向に 転じていること等に鑑み、まん延防止策を講じるにあたっては、以下の

点に留意しつつ、より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に移 行していくものとする。

- ・地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的 に社会経済の活動レベルを上げていくこと。
- ・まん延の状況は地域によって異なることから、各都道府県知事が適切 に判断する必要があること。その際、人の移動があることから、隣県 など社会経済的につながりのある地域のまん延状況に留意する必要 があること。
- ・段階的に社会経済の活動レベルを上げるとしても、全ての住民、事業者において、後述するように感染拡大を予防する新しい生活様式を定着させる必要があること。また、仮に、再度、感染の拡大が認められた場合には、厳しい行動変容の要請を行う必要があること。

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

### (1)情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況 の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を 進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
  - ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
  - ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
  - ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
  - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、 外出自粛等の呼びかけ。
  - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で 相談することが望ましいことの呼びかけ。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方をわかり やすく周知。
  - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対 策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼び

かけ。

- ・「新しい生活様式」の在り方の周知。
- ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混み や近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌 うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。 飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
- ・ 今回の対策では、「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策は政府として 実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応(不要不急の帰省や旅行な ど都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの 防止)の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の 海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国 者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対 する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ① 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。また、政府は、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう、

諸外国に対して情報発信に努める。

- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住 民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン(平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定)に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

### (2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染症法第 12 条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省及び特定都道府県、保健所設置市、特別区(以下「特定都道府県等」という。)は、感染が急速に拡大する中で、必要な検査ができるよう、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化を図るとともに、地域の関係団体と連携して地域外来・検査センターの設置等を進める。また、特定都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間の検査機関等を活用する。
- ③ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための情報把握・管理支援システムを早急に構築する。また、本システムを活用し、都道府県別の陽性者数やPCR等検査の実施状況などの統計データの収集・分析を行い、より効果的・効率的な対策に活用していく。
- ④ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ECMOの保有・稼働状況等を 迅速に把握するシステム(医療機関情報把握システム)を構築・運営し、医 療提供状況を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、 迅速な患者の受入調整等にも活用する。
- ⑤ 厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査など有効なサ

- ーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築にあたっては現場が混 乱しないように留意する。
- ⑥ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑦ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発を引き続き可及的速やかに 進める。
- ⑧ 都道府県は、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

### (3) まん延防止

- 1) 外出の自粛(後述する職場への出勤を除く)
  - ① 特定警戒都道府県は、引き続き、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、法第45条第1項に基づく外出の自粛について協力の要請を行うものとする。その際、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。また、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。
    - 一方、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。

また、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策の徹底は当然として、接触機会の8割低減を目指し、あらゆる機会を捉えて、専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項等に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促すともに、現にクラスターが多数発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

このほか、現にクラスターが多数発生しているような場や、「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛するよう促すものとする。

一方で、これら以外の外出については、5月1日及び4日の専門家会議の提言を踏まえ、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を住民に求めていくものとする。その際、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、こうした新しい生活様式を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて、専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

なお、仮に、再度、感染の拡大傾向が認められる地域については、必要 に応じて、上記①と同様の行動制限を求めることを検討する。

### 2)催物(イベント等)の開催制限

特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、クラスターが発生するおそれがある催物(イベント等)や「三つの密」のある集まりについては、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、リスクの態様に十分留意すること。

また、まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触確認アプリやSNS等の技術を活用した催物参加者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

3)施設の使用制限等(前述した催物(イベント等)の開催制限、後述する学校等を除く)

① 特定警戒都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うものとする。これらの場合における要請等にあたっては、第1段階として法第24条第9項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第2段階として法第45条第2項に基づく要請、次いで同条第3項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。

特定警戒都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第 45 条第 2 項から第 4 項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限等の要請、指示の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。

なお、施設の使用制限の要請等を検討するにあたっては、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意し、地域におけるまん延状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとする。例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。また、屋外公園を閉鎖している場合にも、同様に対応していくことが考えられる。

また、特定警戒都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求めることとする。

② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項等に基づく施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行うものとする。

その際、クラスター発生の状況が一定程度、明らかになった中で、現にクラスターが多数発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。一方で、クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。また、まん延防止にあたっては、導入が検討されている接触確認アプリやSNS等の技術を活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。

なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求める。

③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとし、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととする。

### 4) 職場への出勤等

- ① 特定警戒都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
  - ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、 引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低

減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもロー テーション勤務等を強力に推進すること。

- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低 減する取組を引き続き強力に推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う 事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避 けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事 業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
- ・ 引き続き、在宅勤務(テレワーク)を推進するとともに、職場に出勤 する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を 推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等)を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う 事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避 けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事 業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

## 5)学校等の取扱い

- ① 文部科学省は、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」、及び5月1日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」等において示した臨時休業の実施に係る考え方について周知を行い、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。
- ② 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。

### 6) 水際対策

- ① 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ② 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ③ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

### 7) クラスター対策の強化

- ① 特定都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。
- ② 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保 及び育成を行う。
- ③ 厚生労働省及び特定都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ④ 政府及び特定都道府県等は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、特定都道府県等は、クラスターの発見に資するよう、自治体間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第20条に基づく総合調整を行う。また、接触確認アプリやSNS等の技術の活用も含め、効率的な感染対策や感染状況等の把握を行う仕組みを政府として早期に導入し、厚生労働省及び各保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。

### 8) その他共通的事項等

- ① 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第20条に基づき政府対策本部と密接に情報共有を行う。政府対策本部は、専門家の意見を聴きながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ② 政府及び地方公共団体は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることから、緊急事態措置を講じるにあたっては、感染拡大の防止と社会

経済活動の維持の両立を図ることに留意する。

- ③ 地方公共団体は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」(都市封鎖)のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、住民に冷静な対応を促す。
- ④ 政府及び地方公共団体は、緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑤ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

### (4)医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保 を進めるため、厚生労働省と特定都道府県等は、関係機関と協力して、 次のような対策を講じる。
  - ・ 重症者等に対する医療提供に重点を置くべき地域では、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者(以下「軽症者等」という。) は、宿泊施設等での療養とすることで、入院治療が必要な患者への 医療提供体制の確保を図ること。

特に、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、軽症者等は宿泊療養を基本とする。そのため、特定都道府県は、ホテルなどの一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努めるとともに、国は、特定都道府県と密接に連携し、その取組を支援すること。

子育て等の家庭の事情により本人が自宅での療養を選択する場合等においては、自宅療養を行う。その際には、特定都道府県等は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくととも

に、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を 行う体制を整備すること。

- ・ 特定都道府県は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、 その家族に要介護者や障害者、子ども等がいる場合は、市町村福祉部 門の協力を得て、ケアマネージャー、相談支援専門員、児童相談所等 と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。
- ・ 病床の確保について、特定都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等を活用して、ピーク時の入院患者の受入れを踏まえて、必要な病床を確保すること。

また、医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努めること。

さらに、特定都道府県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病 床の利用、法第 48 条に基づく臨時の医療施設の開設について検討 すること。厚生労働省は、その検討にあたって、必要な支援を行うこ と。

- ・ 特定都道府県は、患者受入調整や移送調整を行う体制を整備するとともに、医療機関情報把握システムも活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行っておくこと。また、厚生労働省は、特定都道府県が患者搬送コーディネーターの配置を行うことについて、必要な支援を行うこと。
- ・ さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、特定都道府県は、都 道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保 すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、厚生労働省と特定都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診 することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス 感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
- ・ また、特定都道府県等は、関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関(地域外来・検査センター)の設置や、帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣を行うこと。

また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウオークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保すること。

・ さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターでの医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する特定都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、肺炎が疑われるような強いだるさや息苦しさがあるなど状態が変化した場合は、すぐにでもかかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

- ・ 特定都道府県は、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、厚生労働省と特定都道府県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
  - ・ 特定都道府県は、地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進すること。

- ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点 から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を 推進すること。
- ④ 医療従事者の確保のため、厚生労働省と特定都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
  - ・ 特定都道府県等は、現場で従事している医療従事者の休職・離職防 止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推 進すること。
  - ・ 厚生労働省は、特定都道府県が法第31条に基づく医療等の実施の 要請等を行うにあたって、必要な支援を実施すること。
- ⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県等、関係機関は協力して、次 のような対策を講じる。
  - ・ 政府及び特定都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関情報把握システムも活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
  - ・ 政府及び特定都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者に P C R 検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する ため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項に ついて周知徹底を図る。
  - ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、
    - ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を 徹底して避けるとともに、
    - ▶ 症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、
    - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、

- ▶ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有する ものは定期的に消毒する、
- ▶ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と 一定の距離を保つ、
- ► 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、 などの対策に万全を期すこと。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐ ため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービスなどの 一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限 する等の対応を検討すべきであること。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、 新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健 所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感 染予防策を実施すること。
- ⑦ 特定都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防 御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡 大に特に注意を払う。

また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。加えて、検査体制を踏まえ、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR等検査が実施できる体制をとる。

- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。
  - ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。

- ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる 妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した 休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
- ・ 小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制整備を進めること。
- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
- ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速する こと。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待され るものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速や かに実施すること。
- ・ ワクチンについて、関係省庁・関係機関と連携し、迅速に開発等を 進め、できるだけ早期に実用化し、国民に供給することを目指すこと。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。
- ⑨ 政府は、上記に関し、地方公共団体等に対する必要な支援を行う。

# (5)経済・雇用対策

政府は、令和2年度補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)の各施策を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止し、事態の早期収束に全力で取り組むとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す。引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時宜を逸することなく臨機応変かつ果断に対応する。

# (6) その他重要な留意事項

1) 人権への配慮、社会課題への対応等

- ① 政府は、患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の 人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援 やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風 評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第59条に基づく措置を講じる。
- ⑥ 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々 な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。
  - ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶 者暴力や児童虐待。
  - 情報公開と人権との協調への配慮。
  - 営業自粛等による倒産、失業、自殺等。
  - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家 庭等の生活。
  - ・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保。
- ① 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う。

### 2)物資・資材等の供給

① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や 消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、 政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、 人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保し、必要に応じ、法第54条に基づく緊急輸送の要請や法第55条に基づく売渡しの要請等を行う。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。

- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、 国民生活安定緊急措置法(昭和 48 年法律第 121 号)第 26 条第 1 項を適 用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることの ないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り 返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、 医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産 化の検討を進める。

### 3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。

- ⑥ 特定都道府県は、近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ① 特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

#### 4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用に努める。
- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底

する。

### 5) 緊急事態宣言後の取組

政府は、緊急事態宣言を行った後にも、特定都道府県や基本的対処方 針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、感染状況の変化、施策 の実施状況等を定期的に分析・評価を行う。その上で、必要に応じて、 国民や関係者へ情報発信を行う。また、緊急事態解除宣言を行った後に も、引き続き、警戒を行い、国内外の感染状況を分析し、それまでの知 見に基づき、より有効な対策を実施する。

#### 6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。
- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態の継続若しくは 終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状 況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏ま えた上で臨機応変に対応する。

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

#### <u>1. 医療体制の維持</u>

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応も あるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係 者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上 で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

#### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを 提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、生活必需物資の小売関係 (百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係 (廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係 (火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア (テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

### 4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続 を要請する。
- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、 航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ 関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤 (河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物 処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(託児所等)

### 5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場など)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

### 各都道府県知事 殿

### 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

### 緊急事態措置の維持及び緩和等に関して

令和2年5月4日、緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定された。基本的対処方針では、三(3)まん延防止の中で、1)外出の自粛、2)催物(イベント等)の開催制限、3)施設の使用制限等、4)職場への出勤等に関する今後の方針が示されたところ、特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県においては、緊急事態措置の維持及び緩和等に関して、特に下記の事項について留意されたい。

記

### 1. 外出の自粛

基本的対処方針に示されているように、特定警戒都道府県は、引き続き、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)第45条第1項に基づく外出の自粛について協力の要請を行うものとする。他方、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、必ずしも「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目標とするものではないが、いずれの場合も、基本的対処方針に従って、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を住民に求めていくものとする。また、都道府県をまたいで人が移動することや、現にクラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、引き続き外出を自粛するよう促す。

なお、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」に関しては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図る中で、必ずしも外出の機会自体を最低7割、極力8割程度減らすのではなく、専門家会議で示された「人との接触を8割減らす、10のポイント」(5月1日公表)や「新しい生活様式(生活スタイル)の実践例」(5月4日公表)を参考にしながら、人と人との接触機会を最低7割、極力8割程度減らすことを目標としていることに留意されたい。

### 2. 催物(イベント等)の開催制限

### (1)特定警戒都道府県

比較的少人数のイベント等を含め、引き続き、催物(イベント等)の 開催制限に関しては、主催者に慎重な対応を求めるよう、各都道府県に おいて適切に対応すること。

### (2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県

特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、基本的対処方針において示されているように、感染防止対策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、地域の感染状況等も踏まえて、イベントの制限の解除も含めた適切な対応を検討すること。

ここで、「比較的少人数」とは、例えば、対象となるイベント等に参加する人数が最大でも50人程度と想定している。ただし、比較的少人数のイベント等であったとしても、イベント等を開催するためには、以下のような条件を満たす必要があると考えらえる。

- ① 三つの密(密閉、密集、密接)の発生が原則想定されないこと(人と人との間隔はできるだけ2mを目安に)
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則 想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策(入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等)が講じられること

具体的には、比較的少人数であり、かつ上記のような条件が満たされる演奏会(歌唱を伴わないもの)や茶会などの室内イベント、又は野外におけるイベント(近距離での会話を伴わないもの)など、地域の感染状況等も踏まえて、催物(イベント等)の開催制限の解除等を検討すること。

### (3) 特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外で共通の事項

まん延防止に当たっては、導入が検討されている接触検知アプリやSNS等の技術を活用して、催物参加者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知すること。

### 3. 施設の使用制限等

### (1)特定警戒都道府県

特定警戒都道府県については、基本的対処方針に示されているように、引き続き、特措法第24条第9項及び第45条第2項等に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うなど、地域の感染状況等に応じて、都道府県において適切に判断すること。ただし、施設の使用制限の要請等に当たっては、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意するものとする。例えば、博物館、美術館又は図書館等については、必要に応じて入場者等を制限することなどにより、人と人との接触機会を低減しつつ、感染防止対策等を講じることを前提に、開放することが考えられる。また、屋外公園等を閉鎖している場合にも、住民の健康的な生活を維持するため、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に、開放することが考えられる。

そのほか、特措法によらない営業自粛等の協力依頼を行っている施設類型についても、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済への影響等について留意しながら、地域の感染状況等も踏まえ、各都道府県において適切に判断すること。例えば、ゴルフ場について営業自粛等の協力依頼を行っている場合には、感染リスクが比較的高いと考えられるロッカールームにおける人と人との接触を避けるための工夫や、クラブハウス等での懇談会や食事会等を原則控えることなどを含む徹底した感染防止対策を実施することを前提に、協力依頼の緩和や解除を含め、各都道府県において適切に判断すること。

### (2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県

特定警戒都道府県以外の特定都道府県については、基本的対処方針に示されているように、これまでにクラスターが発生した主な施設類型(別紙1参照)や、「三つの密」が発生しやすい施設類型については、地域の感染状況等を踏まえ、引き続き、施設の使用制限の要請等を行うことを検討すること。

一方で、これまでクラスターの発生が見られず、「三つの密」を回避できる施設類型については、必要に応じて、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等の要請を行うこと、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとること、基本的な感染防止対策の徹底等を行うことを施設管理者等に対して強く働きかけることを前提として、施設の使用制限の要請等の解除や緩和

を検討すること。

具体的には、施設の使用制限の要請等の解除や緩和を検討する際には、各都道府県において、施設の類型等に応じた次のような検討を行うこと。

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第 122号。以下「施行令」という。)第11条第1項各号に掲げる施設類型(第1号の学校及び第3号の大学等を除く)
  - (ア) これまでにクラスターが発生した主な施設類型以外の施設類型では、例えば、以下のような徹底した感染防止対策が講じられることを前提に、地域の感染状況等を踏まえて、各都道府県において施設の使用制限等の緩和や解除を検討する。
    - 例 1 劇場、観覧場、映画館又は演芸場(第4号)、集会場又は公 会堂(第5号)、展示場(第6号)

施設管理者等によって、(i) マスク着用の上、十分な座席の間隔(四方を空けた席配置等)が確保されること(ii) 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に)が確保されること、(iii) 適切な消毒や換気等が行われること、などの徹底した感染防止対策が行われること。なお、これらの施設で開催する催物(イベント等)に関しては、2. 催物(イベント等)の開催制限(2)に応じて、参加する者が比較的少人数のもの等に限定することとする。

### 例2 博物館、美術館又は図書館(第10号)

これらの施設では、例1の(i)(ii)(iii)のような対策に加え、必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離(できるだけ2mを目安に)を確保されるなどの徹底した感染防止対策が行われること。

例3 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(第7号)、理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗(第12号)、自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設(第13号)

これらの施設では、例1の(i)(ii)(iii)のような対策に加え、従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなどの徹底した感染症対策が行われていること。

なお、徹底した感染防止対策が講じられていることを前提に、 施設の使用制限等の緩和や解除の対象となるのは、上の例に挙げ た施設類型に限らないが、その施設類型の「三つの密」の発生の しやすさや発生の状況等を考慮し、地域の感染状況等を踏まえな がら、各都道府県において適切に判断すること。なお、遊技場に ついても、「三つの密」の発生のしやすさや発生の状況等を考慮し、 各都道府県において適切に判断することとなるが、例えば、(i) マスク着用の上、十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に) が確保されること、(ii)入退出時(入退出時の行列含む)や集合 場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に) が確保されること、(iii) 適切な換気が行われるとともに、客の 入れ替えのタイミングで消毒を行われること、(iv) 客同士の大声 での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆるBGMや機械の効 果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行 われていないことを確認できる状態にすることなど、徹底した感 染防止対策が行われることにより、必ずしも地域におけるその施 設類型は「三つの密」が発生しやすい環境等にはないと各都道府 県が判断する場合には、地域の感染状況等を踏まえて、施設の使 用制限等の緩和や解除を検討しうるものとする。

(イ) これまでにクラスターが発生した主な施設類型(別紙 1 参照) については、施設の使用に関して、引き続き感染防止についての格段の留意が必要であり、地域の感染状況等を踏まえて、各都道府県において適切に判断すること。また、これまでにクラスターが発生した主な施設類型のうち、密閉した空間での大声での発声等を伴うカラオケやライブハウス、あるいは近接した距離での会話等を伴うキャバレーやナイトクラブ等は、特に感染リスクが大きいと考えられることに留意すること。

また、保育所、介護老人保健施設等など、基本的対処方針の別添における事業の継続が求められる事業に関しては、感染防止対策を徹底した上で必要な事業の継続を求めるなど、従前どおり、各都道府県において適切に判断すること。

### ② ①以外の施設類型等

都道府県によっては、特措法によらない営業自粛等の協力依頼を 行っているところ、以下の事項を踏まえ、協力依頼の緩和や解除を 検討すること。 (ア) これまでにクラスターが発生した主な施設類型以外の施設類型については、①(ア)と同等の感染防止対策を徹底した上で、必要な事業を継続することを原則として、各都道府県において適切に判断するものとする。

なお、例えば、行楽を主目的とする宿泊事業を営むホテル・旅館等に営業自粛等の協力依頼を行っている場合には、基本的対処方針でも示されているように、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することを極力避けるというまん延防止の観点も踏まえながら、地域の感染状況等に応じて、各都道府県において適切に判断すること。

(イ) また、これまでクラスターが発生した主な施設類型については、営業時間の短縮等の協力依頼の対象となりうるが、医療機関や企業・官公庁等の事務所など、基本的対処方針の別添における事業の継続が求められる事業に関しては、感染防止対策を徹底した上で必要な事業の継続を求めることを原則として、各都道府県において適切に判断すること。

一方、基本的対処方針の別添における事業の継続が求められる事業であっても、クラスターの発生等を背景として、既に営業時間の短縮等の協力依頼を行っている施設(例えば、食堂、レストラン、喫茶店などの接待を伴わない飲食店)については、(i)個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控え、(ii)座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除するとともに、(iii)接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食品提供の自粛や、(iv)従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底することに加え、(v)酒類の提供時間についても配慮するなど、こうした徹底した感染防止対策が講じられる場合には、営業時間の短縮等の協力依頼の緩和等を行うことを検討すること。

### (3) 特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外で共通の事項

まん延防止に当たっては、導入が検討されている接触検知アプリやSNS等の技術を活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知すること。また、施設の使用にあたっての感染防止対策としては、5月4日の専門家会議で示された「(2)業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」(別紙2参照)等も参

考とすること。なお、別紙3において施設の使用制限等に関する今後の方針について、別紙4において施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)について、それぞれまとめたので参照されたい。

### 4. 出勤

基本的対処方針に示されているように、特定警戒都道府県においては「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向けて、在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。一方、特定警戒都道府県以外の特定都道府県においては、引き続き、在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人と人との接触を低減する取組を推進すること。いずれの場合も、職場においては、感染防止のための取組を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。

なお、基本的対処方針の別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者についておいては、引き続き、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続することとする。

### これまでにクラスターが発生した主な施設類型

# ① 新型インフルエンザ等対策施行令11条第1項各号に掲げる施設(第1号の学校及び第3号の大学等を除く)

施設類型	備考
保育所、介護老人保健施設等	事業の継続が求められる事業(基本的対処方針)
スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設	
バー	
カラオケ	
ライブハウス	
キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店	

## ② ①以外の施設等

施設類型	備考
飲食店(接待を伴わないもの)	事業の継続が求められる事業(基本的対処方針)
医療機関	事業の継続が求められる事業(基本的対処方針)
企業、官公庁等の事務所	事業の継続が求められる事業(基本的対処方針)
クルーズ船、その他	

### 2020 年 5 月 4 日 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(抜粋)

### (2)業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。
- ここでは、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方 や留意点の例をまとめた。また、実際にガイドライン等を作成するに当たっては、適 宜、感染管理にノウハウのある医療従事者などに監修を求めることにより、効果的な 対策を行うことが期待される。
- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を 受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

### (リスク評価とリスクに応じた対応)

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
  - ・ 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど)には特に注意する。
  - 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

#### (各業種に共通する留意点)

○ 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば、人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ 2 mを目安に) することのほか、以下のものが挙げられる。

- ・ 感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応。発熱またはその他の 感冒様症状を呈している者の入場制限を含む)
- 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
- 施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
- ・ 施設の消毒

### (症状のある方の入場制限)

- 新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・ なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十 分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

### (感染対策の例)

- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- 手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒するなど特 段の対応を図る。
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ※ 美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。(手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。)

### (トイレ)(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- 便器内は、通常の清掃で良い。
- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

### (休憩スペース)(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- 休憩スペースは、常時換気することに努める。
- 共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

#### (ゴミの廃棄)

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

### (清掃・消毒)

・ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃 後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要 である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

### (その他)

- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、 サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・ 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。
- ※ 業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している 施設等においては、格段の留意が必要である。

## 施設の使用制限等に関する今後の方針

【別紙3】

<特定警戒都道府県>

- 竹龙言成即追附朱/						
施設類型	今後の措置	留意点				
<ul><li>○博物館、美術館又は図書館</li><li>○公園、動植物園(屋外のもの)</li><li>*リスクの態様や生活健康等の影響を踏まえたもの</li></ul>	緩和・解除	*徹底した感染防止対策が前提 (必要があれば入場制限等も実施) *その他の施設類型も、地域の感染 状況等を踏まえて、都道府県におい て適切に判断(例:ゴルフ場はクラブ ハウス等の使用を控えて解除可等)				

(注) 引き続き、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うなど、地域の感染状況等に応じて、都道府県において適切に判断。 **特定警戒都道府県以外の特定都道府県** 

施設類型	今後の措置	留意点
<これまでにクラスターが基本的に発生していない	ハ施設類型>	
○劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ○集会場又は公会堂、展示場 ○博物館、美術館又は図書館 ○百貨店、マーケット、その他物品販売業 ○理髪店、質屋、その他サービス業 等	緩和・解除	*徹底した感染防止対策が前提 *緩和・解除は左の例に限らないが、 「三密」の発生のしやすさや地域の 感染状況等を踏まえ、各都道府県で 適切に判断。(例:ゴルフ場)
<これまでにクラスターが発生した主な施設類型>	>	
<ul><li>○スポーツジム等の屋内運動施設、バー</li><li>○キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う 飲食店</li><li>○カラオケ・ライブハウス等</li></ul>	格段の留意	△ *地域の感染状況等を踏まえ、 × 各都道府県で適切に判断。 ×
○食堂、レストラン等の接待を伴わない 飲食店	時間短縮等 の緩和	* 徹底した感染防止対策等が前提
〇保育所、介護老人保健施設等 〇医療機関、企業、官公庁等	事業継続	* 徹底した感染防止対策等が前提

## 施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)

内閣官房新型コロナウイルス感染症 対策推進室作成

	屋外					屋内			
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	•	シャワー等 設使用制限		、場人数の制限 滞在時間の制限		滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	- 頻繁な換気(系)						テラス席 <b>2</b> 方向換気		
					マスク着用				
	_	_		対面する	場でのビニー	ルカーテン等影	と置・対面機会	を避ける	
衛生 対策 ・	スポーツ後 の飲み会等 は控える	_		入場時	手指衛生		こまめな 手洗い	_	入場時 手指衛生
その他	その他   共用物品・設備の消毒(ディスポの利用も)、キャッシュレス     -   (滞在時間が長い場合)入場時体調チェック   -								
			従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散						

### 令和2年5月5日(火・祝) 県民の皆様への知事メッセージ

はじめに、医師や看護師、病院スタッフの皆様、そして、感染症対策に携わる保健所や臨床 検査技師の方々など、新型コロナウイルスとの闘いの最前線で懸命に御努力いただいている関 係の皆様に、深く敬意と感謝の意を表します。

また、物流の維持や生活必需品の販売など、私たちの日常生活を支えていただいている皆様 方に心から御礼を申し上げます。

昨日、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、新規感染者の数が減少に転じ始めているといった一定の成果が現れ始めているものの、再度感染が拡大すれば医療提供体制への更なる負荷が生じるおそれがあることなどから、基本的対処方針を一部見直した上で、全ての都道府県を対象として、5月31日まで延長することを決定しました。

本県においては、4月16日に、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、 県民や事業者の皆様に対し、不要不急の外出の自粛、施設の使用制限、イベントの開催自粛等 をお願いしてまいりました。この大型連休期間中も、鉄道や高速道路の利用者、観光地への人 出が大きく減っているとの報道を拝見しており、皆様の御理解と御協力に改めて感謝を申し上 げます。

一方で、県内における感染者数は、本日までの合計で79人となっています。最近約2週間における1日あたりの感染者数は $0\sim3$ 名で推移し、大幅な増加は抑えられていますが、今後も新たなクラスターが発生する可能性が十分あり、先行きは不透明と言わざるを得ない状況が続いています。

これまで御協力いただいた県民の皆様、事業者の皆様には大変な御苦労をおかけしており、 地域経済も前例のない極めて厳しい状況にあります。しかしながら、全国において依然として 感染の状況が厳しい地域がある中で、本県における新型コロナウイルスの感染拡大を防止する ためには、人と人との接触を出来る限り減らすとともに、県をまたぐ人の移動を引き続き最小 化することが重要であると判断いたしました。

このため、今回の政府の決定を踏まえ、5月7日から5月31日までの間、福島県全域において、これまでの緊急事態措置の内容を一部見直した上で継続をお願いすることといたしました。

#### (外出自粛の要請)

まず1点目は、外出の自粛についてであります。引き続き、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出は控えていただくようお願いいたします。また、都道府県をまたぐ不要不急の移動も控えていただくようお願いいたします。

さらに、現にクラスターが発生しているような場や、「3つの密」のある場への外出は控えていただくようお願いいたします。

これ以外の外出においても、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや、人と人と

の距離の確保などの基本的な感染対策を継続するなど、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底していただくようお願いいたします。

#### (施設の使用制限の要請等)

2点目は、施設の使用制限についてであります。病院、薬局、食料品売場、公共交通機関など社会生活を維持する上で必要な施設や、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、介護施設等の社会福祉施設等を除く施設については、引き続き休業をしていただくようお願いいたします。

なお、緊急事態措置の実施期間中であっても、県内の感染状況や近隣県の対応、業種毎の感染拡大予防に関するガイドラインの策定状況などを踏まえながら、施設の使用制限の解除を検討してまいります。

休業要請に御協力いただいている事業者の皆様には、本日の県議会で議決をいただいた「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給することとしておりますが、今後目指していくこととなる休業要請の解除に向けて、「新しい生活様式」への対応等が必要となると考えており、そうした感染防止のための取組を行う事業者への支援策等を検討してまいります。

また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校につきましても、引き続き、休業をしていただくようお願いいたします。

その際、子どもたちの学習や心身の健康を考慮すると、できるだけ早く休業要請を解除することが望ましいことから、学校設置者において、感染予防に最大限配慮した上で実施可能な教育活動を検討していただき、臨時休業期間中から段階的に実施していくことをお願いいたします。併せて、学校を再開する場合の教育活動のあり方に関する指針についても検討していただくことをお願いいたします。

こうした指針の検討状況や県内の感染状況等を総合的に勘案しながら、学校の休業要請を早期に解除していくことも含めて検討してまいります。

#### (イベントの開催自粛要請)

3点目は、イベントの開催自粛についてであります。クラスターが発生するおそれがあるイベントや「3つの密」のある集まりについては、開催の自粛をお願いいたします。特に、全国的かつ大規模なイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合、中止または延期とするよう、慎重な対応をお願いいたします。

比較的少人数のイベント等については、適切な感染防止策を講じた上での実施をお願いいた します。

県民の皆様、事業者の皆様に、改めて次の点について御理解と御協力をお願いいたします。

#### 【県民の皆様へ】

○ マスク着用などの咳エチケットや手洗いを始めとした基本的な感染症対策を徹底してください。

また、「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を避けるようお願いいたします。発熱や咳など、少しでも症状があれば、通勤等は控えてください。

- 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出や都道府県をまたぐ不要不急の移動、現にクラスターが発生しているような場や「3つの密」のある場への外出は控えていただくようお願いいたします。
- 就職や転勤などのやむを得ない事情で、特定警戒都道府県から転入された方につきましては、感染拡大防止の観点から、2週間は不要・不急の外出を控え、健康管理を徹底していただき、少しでも症状があれば速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡されるようお願いいたします。
- 新型コロナウイルスの陽性となった方やその関係者、医療従事者など感染症の拡大防止に向けて懸命に御努力いただいている皆様に対する差別や偏見は、絶対にしないようお願いいたします。

#### 【事業者等の皆様へ】

- 従業員とその御家族、お客様などを守るため、事業所内での手洗い、マスク着用などの咳 エチケット等の感染対策に取り組むとともに、発熱等の症状がある従業員への出勤免除など、 健康管理の徹底を改めてお願いいたします。
- 在宅勤務やテレワーク、テレビ会議の導入など、人と人との接触を減らす取組をお願いいたします。
- 社会生活を維持する上で必要な施設や、社会福祉施設等を除く施設については、休業をしていただくようお願いいたします。
- イベントの主催者におかれましては、クラスターが発生するおそれがあるイベントや「3 つの密」のある集まりについては、開催を自粛していただくようお願いいたします。

緊急事態措置の延長により、県民の皆様、事業者の皆様には引き続き、御不便、御苦労をお掛けいたしますが、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、私たち一人一人がこれまでの日常生活の行動を変え、「新しい生活様式」を定着させていくことが強く求められています。

自分を守ること、そして自分の大切な人を守る行動が、医療現場の負担を減らし、社会を守ることにつながります。他人への思いやりを持って、辛抱強く、様々な努力と工夫を重ねながら、県民一丸となってこの困難、難局を乗り越えていくことが出来るよう、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 福島県における緊急事態措置 (令和2年5月5日改定)

# 福島県

# 福島県緊急事態措置の概要

## 1. 区域

福島県全域

## 2. 期間

令和2年5月7日(木)から令和2年5月31日(日)まで

## 3. 実施内容

## (1)外出自粛の要請

- ア 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛
- イ 都道府県をまたいだ不要・不急の移動の自粛
- ウ 現にクラスターが発生しているような場や、「3つの密」のある場への 外出自粛

## (2)施設の使用制限の協力要請等

- ア 社会生活を維持する上で必要な施設や社会福祉施設等を除く施設については、 引き続き休業を要請。
- ウ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校についても、引き続き、 臨時休業を要請。
- エ その際、子供たちの学習や心身の健康の観点から、早期に休業要請を解除することが望ましいことを踏まえ、学校設置者において、感染予防に最大限配慮した上で実施可能な教育活動を検討し、臨時休業期間中から段階的に実施していくことを要請。あわせて、学校を再開する場合の教育活動のあり方に関する指針を検討することを要請。

## (3)イベントの開催自粛の協力要請

- ア クラスターが発生するおそれがあるイベントや「3つの密」のある集まりについて開催の自粛を要請。特に全国的かつ大規模なイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を要請。
- イ 比較的少人数のイベント等については、適切な感染防止対策を講じた上での 実施を依頼。 2

## (1)外出自粛要請(特措法第24条第9項)

- ア 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を要請
- イ 都道府県をまたいだ不要・不急の移動の自粛を要請
- ウ 現にクラスターが発生しているような場や、「3つの密」のある場への外出自粛を要請
- エ これらを除く外出の際には、基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を依頼

### 【都道府県をまたいだ移動(例)】

〇 不要不急の帰省や旅行

【クラスターが発生しているような場や「3つの密」のある場(例)】

○ キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、ライブハウス、スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設、カラオケなど

# 2 施設の使用制限の協力要請等

- ア 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請(特措法第24条第9項)
- ① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類			
医療施設 病院、診療所、薬局 等			
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等		
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テークアウトサービスを含む。) ※ただし、営業時間については、午前5時~午後8時の間の営業を要請し、 酒類の提供は午後7時までとすることを要請(宅配・テークアウトサービスは除く。)		
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等		
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等)等		
工場等	工場、作業場 等		
金融機関•官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等		
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等		

## ② 社会福祉施設等

	施設の種類
社会福祉施設等	保育所、認定こども園、放課後児童クラブ(学童保育)、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は 保健医療サービ スを提供する施設

- イ 基本的に休止を要請する施設
- ① 特措法による協力要請を行う施設

施設の種類	内訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等	施設の使用制限等の協力要請 (特措法第24条第9項)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会•展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等	
⑤文教施設	学校(大学等を除く。)	

## ② 特措法による協力要請を行う施設 (床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設)

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学•学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車 教習所、学習塾 等	施設の使用制限等の協力要請 (特措法第24条第9項)
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	

## ③ 特措法によらない協力依頼を行う施設(床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設)

施設の種類	内訳	要請内容
①大学·学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、 学習塾 等	特措法によらず、施設の使用制 限等の協力を依頼
	※ただし、床面積の合計が100㎡以下の施設においては、	
	適切な感染防止対策を施した上での営業	床面積の合計が1,000㎡超の施
②博物館等	博物館、美術館、図書館	設に対する施設の使用停止要請 (休業要請)の趣旨を考慮し、適 切な対応について協力を依頼
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
4)商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ただし、床面積の合計が100㎡以下の施設においては、 適切な感染防止対策を施した上での営業	

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

### 日々の暮らしの感染対策

- ・外出は、マスクを着用する。遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・人との間隔は、<u>できるだけ2m(最低1m)</u>空ける。
- ・会話をする際は、可能な限り対面を避ける。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにする。
- ・地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- 口まめに手洗い・手指消毒 口咳エチケットの徹底 口こまめに換気
- 口身体的距離の確保 口 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- □ 毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
- 口屋内や会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用















外出控え

(集同連

密接回避

229

気咳エチケット

手洗い

## (3) 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- ・通販も利用
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画をたてて素早く済ます
- ・サンブルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- ロテレワークやローテーション勤務 口時差通勤でゆったりと ロオフィスはひろびろと 口会議はオンライン 口名刺交換はオンライン 口対面での打合せは換気とマスク
- ※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

## 参考2 「適切な感染防止策」についての取組例

目的	具体的な取組例	
発熱者等の施設へ	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止	
の入場防止	・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限	
	・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保	
3つの「密」	・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)	
(密閉・密集・密接) の防止	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やテレビ会議を利用)	
	・執務室の配置変更(座席間隔や同時利用の制限)	
	・従業員(出入り業者を含む。)のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行	
飛沫感染、接触感	・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行	
染の防止	・店舗・事務所内の定期的な消毒	
	・窓口業務等における工夫(仕切り等の設置)	
	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車、自転車、徒歩等による出勤の推進)	
稼働時におけ る感染の防	・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)	
止	・出張の中止(電話会議やテレビ会議などを活用)	

## 3 イベントの開催自粛の協力要請(特措法第24条第9項)

ア クラスターが発生するおそれがあるイベントや「3つの密」のある集まりについて開催の 自粛を要請。特に全国的かつ大規模なイベントの開催については、感染リスクへの対応が整 わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を要請。

イ 比較的少人数のイベント等については、適切な感染防止対策を講じた上での実施を依頼。

### 【比較的少人数(例)】

○ 対象となるイベント等に参加する人数が最大でも50人程度

### 【比較的少人数のイベント等を開催するための条件】

- ① 三つの密の発生が原則想定されないこと(人と人との間隔はできるだけ2mを目安に)
- ② 大声での発生、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策(入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等)が講じられること

### 【比較的少人数の具体的なイベント(例)】

○ 歌唱を伴わない演奏会、茶会などの室内イベント、野外におけるイベント(近距離での会話を伴わないもの)など

# 福島県緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する県民や事業者等の疑問や不安に対応するため新たにコールセンターを設置

## 【コールセンターの概要】

名称:福島県緊急事態措置コールセンター

設置期間: 令和2年4月20日(月)から当面の間

開設時間:9時~18時(土日祝日も含む)

受付方法:専用電話

<u>受付電話番号:024-521-8643</u>

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等	各施設の問合せ先
1	企画調整部	」ヴィレッジ (全天候型練習場のみ)	月曜日~日曜日 7:00~21:00 年中無休		全天候型練習場 0240-23-7323
2	文化スポーツ局		9:30~17:30 (3/20~11/30) 9:00~17:00 (12/1~3/20) 年中無休	4/18から5/6まで臨時休館	アクアマリンふくしま 0246-73-2525(代表)
3	文化スポーツ局	福島県文化センター	8:30~22:00(12/29~1/3・施設メンテナンス日を除く)	・4/21から5/6まで臨時休館 ・4/21から5/6までの利用に係る新規予 約停止	福島県文化振興財団 024-534-9191(代表)
4	文化スポーツ局	福島県歴史資料館	9:00~17:00(12/29~1/3・臨時休館日を除く)	4/21から5/6まで臨時休館	福島県文化振興財団 024-534-9191(代表)
5	文化スポーツ局	県営荻野漕艇場	火曜日~日曜日 9:00~17:00 月曜日、年末年始休場	4/21から5/6まで休場	荻野漕艇場 0241-44-2122
6	生活環境部		火曜日~日曜日 9:00~17:00 月曜休館	・4/18から5/6まで休館 ・4/18から5/6まで新規予約停止	コミュタン福島 0247-61-5721
7	生活環境部		火曜日~日曜日 9:00~17:00 月曜休館		野生生物共生センター 0243-24-6631

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等	各施設の問合せ先
8	生活環境部	猪苗代水環境センター	火曜日~日曜日 9:00~17:00 月曜休館		猪苗代水環境センター 0242-85-7573
9	生活環境部		休館日:月曜日、年末年始 (12/29~1/3) 開館時間: (通常)9:00~21:00 (休館日前日)9:00~17:00	・4/18から当面休館 ・新規予約停止中	男女共生センター 企画調整課 0243-23-8301
10	保健福祉部	福島県勤労身体障がい者体育館	休館日:火・祝日の一部、12/29 ~1/3	・4/13~5/6まで利用中止 ・利用申し込みの受付停止	福島県社会福祉事業団 事業管理部 柴田部長 024-25-3100
11	商工労働部	チェンバおおまち	営業曜日・時間は各入居施設の運 営状況による	福島市が運営する市民活動サポートセン ター(3階) は4/20~5/6まで閉館	商工総務課 024-521-7269
12	商工労働部	浄土平レストハウス	$9:00\sim16:00$		浄土平レストハウス 0242-64-2100
13	商工労働部	福島ロボットテストフィールド	月曜日~金曜日 9:00~17:00 土日祝日休館	・4/1から一般見学受入中止 ・4/21~5/6まで新規の施設利用停止	福島ロボットテストフィー ルド 事業企画課 0244-25-2473

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等	各施設の問合せ先
14	商工労働部	ハイテクプラザ	月曜日~金曜日 9:00~17:00 土日祝日休館	4/21~5/6まで多目的ホール等の利用停 止	ハイテクプラザ 企画管理科 024-959-1736 ○指定管理者 (公財)福島県産業振興セ ンター技術支援部(テク ノ・コム) 024-959-1929
15	商工労働部	ハイテクプラザ福島技術支援セン	月曜日~金曜日 9:00~17:00 土日祝日休館	4/21~5/6まで研修室の利用停止	ハイテクプラザ福島技術支 援センター 024-593-1121
16	商工労働部	ハイテクプラザ会津若松技術支援センター	月曜日~金曜日 9:00~17:00 土日祝日休館	4/21~5/6まで多目的ホール等の利用停    止	ハイテクプラザ会津若松技 術支援センター 0242-39-2100
17	商工労働部	ター	月曜日~金曜日 9:00~17:00 土日祝日休館	4/21~5/6まで研修室の利用停止	ハイテクプラザいわき技術 支援センター 0246-44-1475
18	商工労働部	ふくしま医療機器開発支援センター	月曜日〜金曜日 9:00〜17:00 土日休館 ※施設利用時 月〜日曜9:00〜21:00まで開館可	4/21~5/6まで研修室の利用停止	ふくしま医療機器開発支援 センター 024-954-3504
19	商工労働部	ビッグパレットふくしま	催しによる	【4/18~5/6まで休館	福島県産業交流館 024-947-8010

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等	各施設の問合せ先
20	商工労働部	コラッセふくしま		4/18~5/6まで会議室・研修室等の利用  停止	福島県産業振興センター 施設管理課 024-525-4089
21	観光交流局	くろがね小屋	山小屋のため、特定の開館時間無 し	4/18~5/6まで休館	くろがね小屋 090-8780-0302(衛星電話)
22	観光交流局	天鏡閣・迎賓館	5月~10月:8:30~17:00 11月~4月:9:00~16:30	【4/18~5/6まで休館	天鏡閣 0242-65-2811
23	観光交流局	福島県観光物産館	9:30~19:00(年中無休)		(公財)福島県観光物産交 流協会 物産部 024-525-4081
24	観光交流局	日本橋ふくしま館(ミデッテ)	平日10:30~20:00 土日祝日11:00~18:00 (年末年始のみ休館)		(公財)福島県観光物産交 流協会 物産部 024-525-4081
25	観光交流局	大阪サテライトショップ	平日9:00~17:30 土日祝日休館		(公財)福島県観光物産交 流協会 物産部 024-525-4081
26	農林水産部	ふくしま県民の森	通年営業	・4/18-5/6までの間、土曜、祝日の新 規宿泊予約を停止	公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団 0243-48-2040
27	農林水産部	福島県総合緑化センター	通年開園 9:00~17:00	・通常どおり開園 ・5/6までの会議室の新規予約を停止	公益財団法人福島県都市公 園・緑化協会(緑化セン ター事務所) 024-957-2221

No.	部局	施設	名	通常の開館時間等	休館・利用制限等	各施設の問合せ先
28	農林水産部	昭和の森		4月~12月開園 9:00~17:00	・通常どおり開園	一般財団法人猪苗代町振興 公社 0242-65-2150
		県都市公園		屋外施設:9:00~21:00	・4/18から屋内施設、屋外施設のうち 貸出手続き等で人と人との接触が不可避 な施設、遊具などの人が手で触れて利用 する施設の利用を休止。(4/15~一部 休止) ・4/18より全屋内施設等利用休止。	
29	土木部	<b>ツ</b> 土 田 枯 歩 三 の も	あづま総合運動 公園	屋内施設:9:00~17:00 火曜日休園		024-593-1111
		※大規模施設のある公園のみ記載	福島空港公園	9:00~17:00 火曜日休園	・4/18より全屋内施設等利用休止。 ・屋外施設利用継続中。 ただし、利用者の接触が想定される遊具 等について利用休止。	指定管理者 (公財)福島県都市公園・ 緑化協会 福島空港公園事務所 0248-89-1766

No.	部局	施設	名	通常の開館時間等	休館・利用制限等	各施設の問合せ先
			つちゆ	24時間利用可能		0243-24-2148
			川俣	24時間利用可能		024-566-5253
			たじま	24時間利用可能		0241-66-3333
			裏磐梯	24時間利用可能		0241-33-2241
			はなわ	24時間利用可能	トイレ及び駐車場等は通常どおり利用可	0247-44-0123
		   道の駅のトイレ及	会津柳津	24時間利用可能	能	0241-42-2324
30	土木部	び駐車場等	ふくしま東和	24時間利用可能	※その他、県内全ての道の駅においてト	0243-46-2113
			しもごう	24時間利用可能	イレ及び駐車場等利用可能	0241-67-3802
			ばんだい	24時間利用可能		0242-74-1091
			奥会津かねやま	24時間利用可能		0241-55-3334
			猪苗代	24時間利用可能		0242-36-7676
			いいたて村の道 の駅までい館	24時間利用可能		0244-42-1080
				火曜日~日曜日	4/19から5/6まで休館	
0.1	+/L <del>-/</del>			9:30~19:00 (平日)		福島県立図書館
31	教育庁		島県立図書館 9:30~17:30 (:	9:30~17:30(土日祝日)		資料情報サービス部
				月曜日、第1木曜日休館		024-535-3218
				火曜日~日曜日		
32	教育庁	育庁 福島県立美術館		9:30~17:00	【4/19から5/6まで休館	福島県立美術館
34	狄月刀			月曜日休館(祝日の場合はその翌		024-531-5511
				日)		
				火曜日~日曜日		
33	教育庁	· 福島県立博物館		9:30~17:00	■4/21から5/6まで休館	福島県立博物館
				月曜日休館(祝日の場合はその翌		0242-28-6000
				日)		
34	教育庁	  福島県郡山自然の家	₹	宿泊施設	4/21から5/6まで休所	福島県郡山自然の家
				月曜日休所		024-957-2111

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等	各施設の問合せ先
35 教 <sup>=</sup>	教育庁	福島県会津自然の家	宿泊施設	4/21から5/6まで休所	福島県会津自然の家
	狄自刀	伸馬宗云洋日然の教	月曜日休所	4/21/199/02 CINNI	0242-83-2480
		テ 福島県いわき海浜自然の家	宿泊施設	4/21から5/6まで休所	福島県いわき海浜
36	教育庁		月曜日休所		自然の家
					0246-32-7700
		育庁 福島県文化財センター白河館	火曜日~日曜日		福島県文化財センター
37 教育戶	教育庁		9時30分~17時	4/21から5/6まで休館	白河館
			月曜、祝日の翌日		0248-21-0700

## 新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等 及び市有施設の休館に関する指針(5月6日改正)

#### 1 これまでの経緯と現状認識

新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、郡山市においてはこれまで、2月20日の本指針の策定以来、随時、国及び福島県の基本方針を踏まえた見直しを行い、市主催等のイベントや市有施設の休館について対処してきたところである。

今般、国においては5月4日に、改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を5月31日まで延長するとともに、基本的対処方針の見直しを行った。この方針と福島県が5月5日に策定した福島県の対処方針を踏まえ、市主催等のイベント開催及び市有施設の開館等については、次のとおりとする。

- 2 市主催等イベント等開催及び市有施設開館等について この考え方で市主催等イベント等とあるものは、施設開館や貸館についても同じ考え方による。
  - (1) 基本的考え方
    - ① クラスターが発生するおそれがあるイベント等や、「三つの密(\*)」のある集まりについては、 開催の中止又は延期とする。

特に、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期とする。

- ② イベント等に参加する人員が最大でも 50 人未満の、比較的少人数のイベント等については、 適切な感染防止対策を講じた上で実施を可能とする。
- (2) 比較的少人数のイベント等を開催する条件
  - ① 「三つの密(\*)」の発生が想定されないこと
    - 人と人との間隔を2m程度確保する。
    - ・ 会場面積を一人当たり4平方メートル以上、または座席の間隔を前後左右一人置きに確保する。
  - ② 大声での発生、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと
  - ③ その他、必要に応じて、「適切な感染防止対策」が講じられていること なお、「適切な感染防止対策」は、「3 イベント等開催及び施設開館上のための適切な感染対策」のとおり。
- 3 イベント等開催及び施設開館上のための適切な感染対策 イベント等を開催し、又は市有施設を開館等する場合は次のことに留意する。
  - (1) 事前の周知

当日を含め、イベント等の参加時や市有施設利用時の過去2週間以内に発熱(受診や服薬等により解熱している状態を含む)、呼吸器症状(せき、くしゃみ等)がある方や具合の悪い方、感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方のイベント等への参加又は施設の利用を

ご遠慮いただくことを周知する。

#### (2) 開催時等の対応

- ① 参加者や施設利用者が「三つの密(\*)」とならないよう、入場制限や誘導等を実施する。特に、会場・施設内において利用者同士が手の届く範囲に長時間集まらないよう周知する。
- ② 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
- ③ 多くの方が触れる場所(ドアノブなど)をこまめに消毒する。
- ④ 換気が悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転及び定期的に外気を取り入れる換気を行う。運動施設においても、密室になるような更衣室等の換気に十分留意する。
- ⑤ 対面で長時間会話をしない、又は大きな発声をしないよう周知する。
- ⑥ イベント等の参加者や施設利用者(以下「参加者等」という。)に対して、マスクの着用や咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。
- (3) 主催者等によるフォロー
  - ① 主催者又は施設管理者は、参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。
  - ② 屋内(室内)イベントの実施に際しては、後日参加者から患者が発生した場合、保健所が行う クラスター発生対策を適切に実施できるよう、主催者は、全参加者の氏名、住所と連絡先を把握 するよう努めるものとする。
- 4 指針の適用期間

この指針の適用期間は、令和2年5月31日までとする。

5 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向及び福島県の方針を踏まえ随時改正する。

6 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

(略・令和2年2月25日、同年3月24日、同年4月6日、同年4月18日施行)

この指針は、令和2年5月6日から施行する。

「三つの密(\*)」: ①換気の悪い「密閉空間」、②多数が集まる「密集場所」、③間近で会話や発生をする 「密接場面」

### 新型コロナウイルス感染拡大防止のための市有施設の休館状況

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年5月31日(日)までの間、市民生活に直接影響のある行政機能を有する施設等を除き、原則としてすべての市有施設を休館いたします。(今後のコロナウイルス感染症発生状況等により、開館時期が早まる可能性があります。)

#### 対象期間中に休館する市有施設 ※ ()は施設数となります。

	施設名称	問い合わせ	備考
	福祉センター	<b>☎</b> 924-2950	
	サニー・ランド湖南	<b>☎</b> 983-2277	
	中央老人福祉センター	<b>☎</b> 924-2966	
	老人福祉センター 寿楽荘	<b>☎</b> 984-3130	
福	高齢者文化休養センター 逢瀬荘	<b>☎</b> 957-2828	
祉	西田地域交流センター	<b>☎</b> 972-2570	
施設	三穂田地域交流センター	<b>☎</b> 954-2083	
	田村地域交流センター	<b>☎</b> 975-2070	
	中田地域交流センター	<b>☎</b> 973-3566	
	日和田地域交流センター	<b>☎</b> 958-6550	
	喜久田地域交流センター	<b>☎</b> 959-2205	
	障害者福祉センター	<b>☎</b> 934-5811	
	こども総合支援センター(ニコニコこども館)	<b>☎</b> 924-2525	窓口対応及び一時預かりを除
	北部地域子育て支援センター	<b>☎</b> 924-0055	一時預かりを除く
	東部地域子育て支援センター	<b>☎</b> 943-0411	
子	南部地域子育て支援センター	<b>☎</b> 945-2404	
育て	西部地域子育て支援センター	<b>☎</b> 951-7800	一時預かりを除く
施	希望ケ丘児童センター	<b>☎</b> 924-3801	
設	郡山カルチャーパーク「屋内子どもの遊び場」	<b>☎</b> 924-3801	
	八山田こども公園(屋内体験学習施設)	<b>☎</b> 924-3801	公園利用可能 ※
	大槻公園「子どもの遊び場(屋内体験学習施設)」	<b>☎</b> 924-3801	公園利用可能 ※
	元気な遊びの広場(ペップキッズこおりやま)	<b>☎</b> 941-2711	
	ふれあい科学館	<b>2</b> 936-0201	
	ふれあいセンター(9)	各公民館へお問い合わせください	
	コミュニティセンター(2)	各公民館へお問い合わせください	
	労働福祉会館	<b>☎</b> 932-5279	
	男女共同参画センター	<b>2</b> 924-0900	
	市民交流プラザ	<b>☎</b> 922-5544	
	市民ふれあいプラザ	<b>2</b> 922-5544	
	音楽・文化交流館	<b>☎</b> 924-3715	
	サン・サン・グリーン湖南	<b>☎</b> 982-2811	
	農村交流センター	<b>☎</b> 951-5730	
	農村生活中核施設黒石荘	<b>☎</b> 973-2123	
文	東部勤労者研修センター	<b>2</b> 943-8580	
化	野鳥の森学習館	<b>2</b> 934-2180	
教	中央公民館・分館(4)・公会堂	<b>2</b> 934-1212	
育	地区・地域公民館 (96)	各公民館へお問い合わせください	
施	勤労青少年ホーム	<b>☎</b> 934-1212	
設	安積総合学習センター	<b>☎</b> 945-6466	
	富久山総合学習センター	<b>2</b> 925-1500	
	熱海多目的交流施設	<b>2</b> 984-2679	
	開成館(4)	<b>2</b> 923-2157	
	久米正雄記念館	<b>☎</b> 991-7610	
	文学資料館	<b>2</b> 991-7610	
	歴史資料館	<b>2</b> 932-5306	
	中央図書館・分館(13)	<b>☎</b> 923-6601	
	希望ケ丘図書館	<b>☎</b> 961-1600	
	安積図書館	<b>☎</b> 946-8850	
	义识凶自如		

-	施設名称	問い合わせ	備考
化	少年湖畔の村	<b>☎</b> 961-8282	
- 教	青少年会館	<b>☎</b> 961-8282	
育施	けんしん郡山文化センター	<b>☎</b> 934-2288	
設	美術館	<b>☎</b> 956-2200	
	宝来屋 郡山総合体育館	<b>☎</b> 934-1500	
	郡山ヒロセ開成山陸上競技場・補助競技場	<b>☎</b> 934-1500	
	ヨーク開成山スタジアム	<b>2</b> 934-1500	
	郡山しんきん開成山プール	<b>2</b> 926-0450	
	開成山弓道場	<b>2</b> 934-1500	
	日和田野球場	<b>☎</b> 934-1500	
	郡山庭球場	<b>☎</b> 951-8511	
	西部庭球場	<b>☎</b> 961-8282	
	運動広場(3)	<b>2</b> 934-1500	
	スポーツ広場(10)	<b>☎</b> 934-1500	
	西部スポーツ広場	<b>2</b> 961−8282	
ス	ふるさとの森スポーツパーク野球場	<b>2</b> 955-5229	
ポ	ふるさとの森スポーツパークソフトボール場		
-	ふるさとの森スポーツパークスポーツ広場	<b>2</b> 955-5229	
ツ	ふるさとの森スポーツパーク体育館	<b>2</b> 955-5229	
施設	磐梯熱海スポーツパーク体育館	<b>2</b> 935-3229 <b>2</b> 984-1781	
ВX	磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド	<b>2</b> 984-1781	
	磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラクビー場	<b>2</b> 984-1781	
	磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場	<b>2</b> 984-1781	
	磐梯熱海アイスアリーナ	<b>2</b> 984-5377	
	西部サッカー場	<b>☎</b> 961-8282	
	郡山相撲場	<b>☎</b> 961-8282	
	熱海フットボールセンター	<b>2</b> 954-9670	
	地域体育館(2)	各公民館へお問い合わせください	
	東部体育館	<b>☎</b> 943-5558	
	西部体育館	<b>☎</b> 961-8282	
	西部第二体育館	<b>☎</b> 961-8282	
	石筵ふれあい牧場	<b>☎</b> 984-1000	
	郡山ユラックス熱海	<b>☎</b> 984-2800	
	磐梯熱海温泉駅前足湯	<b>☎</b> 924-2621	
	磐梯熱海温泉足湯	<b>☎</b> 924-2621	
	郡山市観光案内所	<b>☎</b> 924-0012	
b	高篠山森林公園	<b>2</b> 957−3748	
レジ	郡山カルチャーパーク(ドリームランド、体育館)	<b>2</b> 947-1600	公園利用可能
ヤ	21世紀記念公園(交流施設、くつろぎ施設)	<b>☎</b> 924-2194	公園利用可能
-	大槻公園(スーパースライダー、バーベキュー)	<b>☎</b> 961-8282	公園利用可能 ※
	荒井中央公園 (体育館)	<b>☎</b> 947-9440	公園利用可能
	平成記念郡山こどものもり公園(もりの館)	<b>2</b> 958-5570	公園利用可能 ※
	浄土松公園 (バーベキュー)	<b>☎</b> 957-3700	公園利用可能
	大安場史跡公園	<b>2</b> 965−1088	公園利用可能 ※
	猪苗代湖岸(秋山浜、青松浜、舟津浜、舟 津公園、舘浜、横沢浜)のキャンプ施設	<b>☎</b> 924-2621	
7.	消防センター(8)	<b>☎</b> 924-2161	
その	総合地方卸売市場	<b>2</b> 961−1140	会議室及びクッキングルームを休節
他	教育研修センター	<b>2</b> 983−1120	
施	農産加工センター	<b>2</b> 957−2880	
設	水防センター	<b>2</b> 924-2701	一般向け貸館を休館
	「は、5/31(日)まで游旦の使用を禁止し		WAY 212 DENG OF PINE

- ※ 開成山公園、平成記念郡山こどものもり公園、大槻公園、大安場史跡公園については、5/31 (日) まで遊具の使用を禁止します。 ※ 八山田こども公園については、5/31 (日) まで屋外遊具の使用及び駐車場の使用を禁止します。

#### 通常どおり開所する市有施設 ※ ()は施設数となります。

	施設名称	問い合わせ	備考
	東山悠苑	<b>2</b> 955-4277	
衛生	東山霊園管理事務所	<b>2</b> 955-2107	
施	河内クリーンセンター	<b>2</b> 957-2761	
設	富久山クリーンセンター	<b>☎</b> 932-3152	
	河内埋め立て処分場	<b>☎</b> 957-2765	
	更生園	<b>☎</b> 951-0037	
	緑豊園	<b>☎</b> 958-4980	
A=	花かつみ豊心園	<b>☎</b> 958-5411	
福祉	希望ケ丘学園	<b>☎</b> 951-0262	
施	医療介護病院	<b>☎</b> 934-1240	
設	医療介護病院介護医療院	<b>☎</b> 934-1240	
	中央デイサービスセンター	<b>☎</b> 924-2955	
	湖南デイサービスセンター	<b>2</b> 983-2278	
	富久山デイサービスセンター	<b>☎</b> 924-2040	

	施設名称	問い合わせ	備考
子育て施設	市立保育所(25)	<b>☎</b> 924−3541	入所児童等に感染が確認され た場合には、一定期間、臨時 閉鎖を行います。
	放課後児童クラブ(60)	<b>☎</b> 924−3801	12時30分から開所
レ	磐梯熱海観光物産館	<b>☎</b> 953-5408	
ジャー 等	その他の都市公園等 (316)	<b>☎</b> 924-2361	
	ちびっこ広場 (301)	<b>☎</b> 924-2361	

※ 市役所・行政センター・市民サービスセンターは、通常どおり 開庁いたします。

## 特別定額給付金申請状況

## 1 オンライン申請

5月1日からマイナンバーカードによるオンライン申請受付開始

## (1) 申請状況

(5月5日現在)

申請日	申請件数(件)
5月1日(金)	5 3 4
2日(土)	486
3日(日)	2 3 1
4日 (月)	170
5日 (火)	1 4 4
計	1, 565

## (2) 支払予定日

5月15日(※入力漏れや添付書類の不備等がない場合)

## 2 郵送申請

5月22日までに申請書を発送できるよう準備中